

平成28年第2回竹原市議会定例会会議録

平成28年第2回竹原市議会定例会日程

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| | (1) | 全国市議会議長会表彰について |
| | (2) | 報告第3号 平成27年度竹原市一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| | (3) | 報告第4号 平成27年度竹原市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について |
| | (4) | 報告第5号 損害賠償額の決定について |
| | (5) | 報告第8号 竹原流通センター株式会社の経営状況について |
| 日程第 4 | 報告第 6号 | 竹原市税条例等の一部改正について |
| 日程第 5 | 報告第 7号 | 竹原市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第32号 | 竹原市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて |
| 日程第 7 | 議案第33号 | 竹原市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて |
| 日程第 8 | 議案第34号 | 竹原市立学校設置条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 9 | 議案第35号 | 竹原市水道事業給水条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第10 | 議案第36号 | 竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第11 | 議案第37号 | 竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第12 | 議案第38号 | 竹原市水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第13 | 議案第39号 | 平成28年度竹原市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第40号 | 平成28年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1 |

号)

平成28年第2回竹原市議会定例会議事日程 第1号

平成28年6月14日（火） 午前10時開会

会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- (1) 全国市議会議長会表彰について
 - (2) 報告第3号 平成27年度竹原市一般会計繰越明許費繰越計算書について
 - (3) 報告第4号 平成27年度竹原市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
 - (4) 報告第5号 損害賠償額の決定について
 - (5) 報告第8号 竹原流通センター株式会社の経営状況について
- 日程第 4 報告第 6号 竹原市税条例等の一部改正について
- 日程第 5 報告第 7号 竹原市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第32号 竹原市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第33号 竹原市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 8 議案第34号 竹原市立学校設置条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第35号 竹原市水道事業給水条例の一部を改正する条例案
- 日程第10 議案第36号 竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第11 議案第37号 竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第12 議案第38号 竹原市水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例案
- 日程第13 議案第39号 平成28年度竹原市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第40号 平成28年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成28年6月14日開会

(平成28年6月14日)

| 議席順 | 氏名 | 出席 |
|-----|-------|----|
| 1 | 今田佳男 | 出席 |
| 2 | 竹橋和彦 | 出席 |
| 3 | 山元経穂 | 出席 |
| 4 | 高重洋介 | 出席 |
| 5 | 堀越賢二 | 出席 |
| 6 | 川本 円 | 出席 |
| 7 | 井上美津子 | 出席 |
| 8 | 大川弘雄 | 出席 |
| 9 | 道法知江 | 出席 |
| 10 | 宮原忠行 | 出席 |
| 11 | 北元 豊 | 出席 |
| 12 | 宇野武則 | 出席 |
| 13 | 松本 進 | 出席 |
| 14 | 脇本茂紀 | 出席 |

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西口広崇

議会事務局次長 住田昭徳

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

| 職 名 | 氏 名 | 出 欠 |
|-------------|---------|-----|
| 市 長 | 吉 田 基 | 出 席 |
| 副 市 長 | 細 羽 則 生 | 出 席 |
| 教 育 長 | 竹 下 昌 憲 | 出 席 |
| 総 務 部 長 | 谷 岡 亨 | 出 席 |
| 企 画 振 興 部 長 | 中 川 隆 二 | 出 席 |
| 市 民 生 活 部 長 | 宮 地 憲 二 | 出 席 |
| 福 祉 部 長 | 今 榮 敏 彦 | 出 席 |
| 建 設 部 長 | 有 本 圭 司 | 出 席 |
| 教育委員会教育次長 | 久 重 雅 昭 | 出 席 |
| 公 営 企 業 部 長 | 谷 岡 亨 | 出 席 |

午前9時57分 開会

議長（北元 豊君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回竹原市議会定例会を開会致します。

ここで一言申し上げます。

去る4月14日21時26分に発生致しました熊本、大分を震源とする熊本地震により犠牲になられた方々に対しまして、謹んで哀悼の意をあらわし、黙祷をささげたいと思います。

起立を願います。

黙祷。

〔黙 祷〕

議長（北元 豊君） 黙祷を終わります。

着席を願います。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議長から報告致します。

まず、監査委員より平成28年1月から平成28年4月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、議案の説明員として市長並びに説明の委任を受けた者の出席を地方自治法第121条の規定により求めておりますので、報告致します。

以上で議長からの報告を終わります。

日程に入るに先立ち、吉田市長から挨拶がありますので、これを許します。

市長。

市長（吉田 基君） 本日平成28年第2回竹原市議会定例会が開かれるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、御多忙の中御出席頂き、まことにありがたくお礼を申し上げる次第であります。

本日定例会におきましては、繰越明許費の報告に関するものが2件、損害賠償の報告に関するものが1件、条例改正の報告に関するものが2件、市出資法人の経営状況の報告に関するものが1件、教育委員会教育長及び委員の任命に関するものが2件、条例の一部改正に関するものが5件、補正予算に関するものが2件、合わせまして15件の御審議をお

願いするものであります。

諸議案の概要につきましては、報告案件につきましては、平成27年度予算のうち平成28年度へ繰り越した経費について報告するほか、職員の行為により発生した交通事故の損害賠償額を定めたもの、地方税法等の一部改正に伴い市税条例等を改正したもの、市出資の竹原流通センター株式会社の経営状況について報告するものとなっております。

人事案件につきましては、さきに改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく教育長として、竹下昌憲委員を任命するとともに、教育委員会委員として、新たに中秋英一氏を任命するものであります。

条例案につきましては、4月の竹原市水道事業経営審議会から頂いた答申を踏まえ、水道料金の改定を行うため、関係条例を改正することとしております。これにつきましては、人口減少や節水型社会の進展等による需要構造の変化により、本市の水需要が平成12年度以降減少し続けており、使用水量と料金収入の減少が今後も見込まれる中で、これまで取り組んできた施設更新や維持管理の効率化に加えて、高度経済成長期や大規模拡張期に整備され、耐用年数が経過した水道施設の更新や災害に強い施設とするための耐震化など、施設の機能強化を計画的に進めていく必要があることから、長期的な視点に立った収支予測に基づく安定的な事業運営を行うため改正するものであります。

また、そのほかの案件につきましては、家庭ごみの適切な分別と減量、資源化等を推進するため、平成29年から新たに指定ごみ袋制度を導入することとしているほか、吉名中学校での小中一貫校の整備や家庭的保育事業等の設備・運営に関する基準省令の改正に伴い、関係する条例について所要の規定の整備を行うこととしているものであります。

補正予算につきましては、竹原市総合戦略に位置付けられた事業の効果の早期発現を図るため、地方創生加速化交付金を活用し、本市の観光資源の付加価値を高め、国内外の観光客に対して市内回遊の促進に向けた多様な観光情報の提供を行うとともに、モニターツアーで好評を得た古民家を活用した異文化交流などの取組への支援や観光客のニーズにマッチした民間主体でのモデル事業の実践のほか、これらの取組を継続実施するため、官民構成による公益的な組織として協議会を新たに設置し、空き家や空き店舗の利活用を図る取組を進めるなど、地域のにぎわい創出や観光消費額の増加につながる様々な実証事業に取り組むこととしております。

また、地球温暖化対策の一環として、総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドの体育館に太陽光パネルやLED照明を整備するほか、旧広島法務局竹原支局庁舎の改修に係る測

量設計，ふるさと納税返礼品の購入など，各種事業に要する経費を計上するものであります。

各議案の詳細につきましては，この後，各担当から御説明申し上げますが，議員各位におかれましては，何卒慎重に御審議頂いた上，適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより日程に入ります。

日程第1

議長（北元 豊君） 日程第1，会議録署名議員の指名についてを議題と致します。

会議録署名議員は，会議規則第88条の規定により，議長において3番山元経穂議員，12番宇野武則議員を指名致します。

日程第2

議長（北元 豊君） 日程第2，会期の決定についてを議題と致します。

お諮り致します。

今期定例会の会期は，本日から6月24日までの11日間と致したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって，会期は本日から6月24日までの11日間と決定致しました。

日程第3

議長（北元 豊君） 諸般の報告を行います。

報告案件は5件であります。

まず，全国市議会議長会表彰について御報告致します。

去る5月31日，東京国際フォーラムにおいて開催されました第92回全国市議会議長会定期総会におきまして，永年勤続として議員25年以上表彰を，松本進議員，脇本茂紀議員がそれぞれ受賞されました。

これより表彰の伝達式を行います。

暫時休憩致します。

午前10時09分 休憩

午前10時11分 再開

議長（北元 豊君） 再開致します。

一言お祝いを申し上げます。

ただいま伝達致しましたとおり、さきの第92回全国市議会議長会定期総会におきまして表彰の栄に浴されました2名の議員の方々に対し、心からお喜びを申し上げます。

お二人は、昭和61年11月に初当選されて以来、25年の長きにわたり竹原市議会の中心的役割を果たされ、本市の発展と市民福祉の向上に多大な貢献をされたところであります。

松本進議員におかれましては、平成11年9月に決算特別委員会の副委員長、また平成13年3月には予算特別委員会の副委員長として、これまで御活躍頂いておるところでございます。

また、脇本茂紀議員におかれましては、平成22年12月から平成24年11月まで、議長としてすぐれた見識と卓越した政治力により円満なる議会運営に務められ、大きな御功績を残されたところでございます。

今回こうしてお二方が表彰されましたことは、私どもの喜びでありますとともに、改めて今日までの御功績に対し、深甚なる敬意を表する次第であります。

この上は、このほどの受賞を契機として、より一層御自愛の上、御健勝にてますますの御活躍を賜りますよう心からお願い申し上げまして、お祝いの言葉と致します。まことにおめでとうございます。

市長より発言の申し出がありましたので、これを許可致します。

市長。

市長（吉田 基君） 一言お祝いの言葉を申し述べさせていただきます。

ただいま全国市議会議長会において竹原市議会議員在職25年以上に及ぶ市政功労者として晴れの表彰をお受けになられました脇本議員、松本議員に対し、心からお祝いを申し上げます。

受賞されました議員各位には、いずれも長年にわたり市民の熱望と信頼を一身に集められ、円満なる人格と熱意あふれる見識のもとに、市勢の発展に並々ならぬ御尽力を頂いた方々でありまして、その御功績に対し、改めて深く敬意と感謝を申し上げるものであります。

議員各位におかれましては、ますます御自愛の上、地方自治の振興と我が竹原市の活力あるまちづくりのため、より一層の御活躍を御祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。まことにおめでとうございます。

議長（北元 豊君） 以上をもって全国市議会議長会表彰についてを終わります。

報告第3号平成27年度竹原市一般会計繰越明許費繰越計算書についてから報告第5号損害賠償額の決定についてまで、及び報告第8号竹原流通センター株式会社の経営状況についての4件を一括報告と致します。

提出者の報告を求めます。

総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） ただいま議題となりました議案のうち、私から報告第3号及び報告第4号につきまして御説明申し上げます。

議案書の1ページ、補足説明書の3ページをお開きください。

報告第3号平成27年度竹原市一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

社会保障・税番号制度対応システム整備事業については、繰越額が2,998万1,000円であり、平成28年12月を完了予定としております。

観光情報発信事業については、繰越額が1,823万6,000円であり、平成29年3月を完了予定としております。

個人番号カード交付事業については、繰越額が658万1,000円であり、平成29年3月を完了予定としております。

年金生活者等臨時福祉給付金給付事業については、繰越額が1億2,600万円であり、平成28年9月を完了予定としております。

保育料システム改修事業については、繰越額が162万円であり、平成28年9月を完了予定としております。

PCB処理事業については、繰越額が898万4,000円であり、平成29年3月を完了予定としております。

県営事業については、港湾整備事業、道路改良事業、急傾斜地崩壊対策事業の3事業の合計額が1,146万3,000円であり、年度内での事業完了を予定しております。

新開土地区画整理事業については、繰入額が530万円であり、平成29年3月を完了予定としております。

小中一貫校施設整備事業については、繰越額が1億8,200万円であり、平成29年12月を完了予定としております。

中学校給排水施設整備事業については、繰越額が2,200万円であり、平成28年10月を完了予定としております。

次に、議案書の5ページ、補足説明書の4ページをお開きください。

報告第4号平成27年度竹原市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

公共下水道事業については、繰越額が4,280万円であり、平成29年3月を完了予定としております。どうぞよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 企画振興部長。

企画振興部長（中川隆二君） ただいま議題となりました議案のうち、私からは報告第5号及び報告第8号について御説明申し上げます。

議案書の9ページ、補足説明書の5ページをお開きください。

報告第5号損害賠償額の決定について御報告申し上げます。

本件は、交通事故に伴う損害賠償額について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分致したものであります。

事故の概要を申し上げますと、平成28年4月10日午後5時ごろ、竹原市本町3丁目4215番地4所在の倉庫において、備品収納のため産業振興課の職員が運転する公用車を後進させた際に当該倉庫の扉と接触し、その一部を損傷したものであります。

その後、相手方との話し合いの結果、扉の修理代5万8,320円を賠償することで示談が成立し、平成28年5月25日に専決処分致したものであります。

平素から安全運転に努めているところではありますが、今後につきましても、車両運転時の事故防止について、より一層の徹底を図ってまいります。

次に、議案書の21ページ、補足説明書の8ページをお開きください。

報告第8号竹原流通センター株式会社の経営状況について御報告申し上げます。

まず、平成27年度決算状況についてであります。収益としましては、卸売業者や関連業者の使用料であります営業収益1,109万6,701円、営業外収益1万2,202円、合わせて1,110万8,903円となっております。

これに対し、費用等としまして、販売費及び一般管理費であります営業費用865万936円、営業外費用28万7,145円に特別損失、法人税等を合わせまして912万5

83円となり、差し引き当期純利益は198万8,320円となっております。

なお、貸借対照表及び損益計算書につきましては、お配り致しております資料のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、収支計画につきましては、収入としまして、営業収入1,113万6,000円、営業外収入1万2,000円、合わせて1,114万8,000円を見込んでおります。

これに対して、支出としまして、租税公課費、給料及び減価償却費等の一般管理費として932万9,000円、支払い利息25万円、合わせて957万9,000円を計上し、差し引き当期利益は156万9,000円となる見込みであります。

どうぞよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑の通告がありますので、発言を許します。

13番松本進議員の質疑を許します。

松本進議員。

13番（松本 進君） 私は、報告第3号についてのみ質問しておきたいというふうに思っています。

マイナンバー制度が導入されて今日まで、竹原市の業務執行についてお尋ねするものがあります。

まず第1点目には、個人情報への漏れ、これによる心配というのが多くの皆さんからも出されておりました。このことは、これまで申し上げてきたところです。こういったプライバシーの侵害の懸念、これに対して市民の個人情報を保護する抜本的な対策がとられたかどうかの確認だけをおきたいというふうに思います。

2点目には、マイナポータル運用開始の遅れとかサイバー攻撃への対応のシステム開発の遅れ等々がありますけれども、このことについてどのように認識されてるでしょうか。

この2点についてだけをお尋ねしておきたいと。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） ただいま報告第3号についての御質問頂きました。

報告第3号のうち、今議員の御質問にありました分につきましては、1つは社会保

障・税番号制度対応システムの整備事業について繰り越しを致しておりますが、これについては国の補正予算により新たに計上した財源を活用して事業を実施することと致しましたが、年度内に完了することが困難なため繰り越したというものでございます。

個人番号カード交付事業につきましては、個人番号通知カード等関連等の事務、委託先である地方公共団体情報システム機構が手続に不測の日数を要したため繰り越すものでございまして、いずれも繰越明許費と致しまして、平成28年第1回の定例会におきまして一般会計補正予算第4号として議会の議決を頂いているものでありまして、今回この議決を頂いた限度額の範囲内で実際に繰り越した額について御報告をさせて頂いております。

これまでも、マイナンバー制度のみならず電子データや紙媒体により個人情報については厳重に管理をしており、今後におきましても、引き続きこれらの情報を適正に管理するために良好なシステム環境の維持向上やヒューマンエラーの防止に向けた職員研修など実施し、情報管理の徹底に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 13番松本議員。

13番（松本 進君） 不測の事態が起こって、今度は繰り越しをされたということでもありますけれども、その不測の事態とはどういったものに関連しているのかなということをお伺いしたいんです。私が一番心配するような……。

議長（北元 豊君） 松本議員、これはあくまでも報告であります。繰越明許費ということとでございます。その点で、例えば計算書についての質疑を繰り返すとかということであれば、そのように進めてやってください。お願い致します。

13番（松本 進君） 私が一番心配してたのは、業務執行で法に基づいて厳格な管理、いろいろ対応されてるといふことがあるんでしょうけれども、しかしそういう繰り越せざるを得ないような不測の事態が起こったということの説明もありました。一番心配するのは、私だけが心配するというよりは、これまでる申し上げてきたように、いろんな厳重な管理というのを、セキュリティーの対策をやってるんだけど、まだまだ先ほど言ったような不測の事態でいろいろ遅れてるわけです。そして、プライバシーの保護が完全に保護されているかということに対しては、大きな問題、多くの心配が解決されていないというこの現実だけは受けとめる必要があると思うんです。

それとあと、私はこのマイナポータルの運用の遅れなんかも申し上げました。これはいろいろ読んでみますと、マイナンバー制度の透明性を高めるために行政機関が情報をやり

とりした履歴を本人が確認できる、こういった行政の透明性を確保するということがこの運用に当たっても大きなポイントだと思うんです。それなんかも、ある新聞記事を見ますと、これが遅れているんです。ですから、もう一回聞きたいのは、きちっとそういうマイナンバーの、個人番号の保護について厳重な管理をしてもこういったことが実際起きているということに対して、私はもう少し市民の個人情報に預かる行政の長として、竹原市としてきちっと市民に発信する必要があるんじゃないかと、先ほど言ったようなマイナポータル、この行政との履歴の透明性を確保するという役割さえも遅れてるわけです。このことについて、2回目で質問をやめますけども、もうちょっと聞かせてください。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 個人情報の厳重な管理というような観点からの御質問というふうに捉えております。

先ほども御答弁させて頂きましたが、電子データや紙媒体による個人情報については厳重に管理をしております。今後におきましても引き続きこれらの情報を適正に管理をしていくと、そのための良好なシステム環境の維持、あるいはヒューマンエラーの防止に向けた職員研修などを実施をし、情報管理の徹底に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

以上をもって諸般の報告を終結致します。

日程第4・日程第5

議長（北元 豊君） 日程第4、報告第6号竹原市税条例等の一部改正について及び日程第5、報告第7号竹原市国民健康保険税条例の一部改正についてまでの2件を一括議題と致します。

提出者の報告を求めます。

総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） ただいま議題となりました議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の11ページ、補足説明書の6ページをお開きください。

報告第6号竹原市税条例等の一部改正について御報告申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、竹原市税条例等の一部を改正し、同日から施行する必要が生じたため、地方自治法第179条の規定により、同年3月31日に専決処分致しましたので、同条第3項の規定により御報告し、御承認をお願いするものであります。

その主な内容と致しましては、固定資産税について、津波対策の用に供する港湾施設等の償却資産、再生可能エネルギー発電設備及び民間事業者が整備する医療施設、福祉施設等の公共施設等に係る課税標準の軽減措置を条例で定めることとされたことから、これまでと同様の措置を講じるとともに、熱損失防止改修工事を行った省エネ住宅に係る減額申告に関する記載事項の整理などを行うものであります。

次に、議案書の17ページ、補足説明書の7ページをお開きください。

報告第7号竹原市国民健康保険税条例の一部改正について御報告申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、竹原市国民健康保険税条例の一部を改正し、同日から施行する必要が生じたため、地方自治法第179条の規定により、同年3月31日に専決処分致しましたので、同条第3項の規定により御報告し、御承認をお願いするものであります。

改正の内容につきましては、国民健康保険税について、基礎課税額に係る課税限度額を現行の52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の17万円から19万円にそれぞれ2万円引き上げるとともに、低所得者に対する軽減措置の拡充としまして、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘すべき金額を現行の26万円から26万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の対象となる被保険者の数に乘すべき金額を現行の47万円から48万円にそれぞれ引き上げる措置を講じるものであります。

どうぞよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 報告が終わりました。

これより一括質疑に入ります。

それでは、質疑の通告がありますので、発言を許します。

13番松本進議員の質疑を許します。

松本議員。

13番（松本 進君） 私は、報告第7号について簡潔に質問したいと。

この内容は、課税限度額の引き上げ、特に所得のだんだん高くなっている分の引き上げと低所得者の軽減措置、5割、2割軽減の対象拡大という内容が含まれております。

そこで、端的に質問したいのは、去年から厚労省が、2015年度から各自治体に対して全国で約1,700億円の財政支援を行っております。これはいろいろ経過があるんですけども、こういった1,700億円の財政支援を全国で自治体へ行っております。そして、これに伴って被保険者の保険料負担の軽減やその伸びの抑制が可能ですというものが1つと、2つ目には、こういった財政支援によって被保険者1人当たり約5,000円の財政改善効果になりますという2つの御指摘がありました。ですから、こういった総括質問で答えられる範囲でいいんですけども、竹原市では一体この2016年度、この財政支援、さっき言った1,700億円を全国に交付してるんですけども、そのうち竹原市分は幾らになるのかと、それと国が財政支援、低所得者の支援ということでお金をおろしてるわけですから、先ほど申し上げたように、国では1人当たり5,000円の財政の改善効果がありますよと、要するに負担を軽減する効果がありますよと言ってるけれども、竹原市では1人当たりの財政改善効果は幾らになるのかということです。これをお尋ねしておきたいし、そして専決処分の内容というのは、先ほど課税限度額の引き上げ、それと低所得者の改善という両方が入ってるわけなんですけども、ここで先ほどの国の財政支援との関係でいえば、国保税の基礎課税や後期高齢者の課税限度額を引き上げる必要はないかなというふうに私は思いますので、その点についての説明といたしますか、説明をして頂ければというふうに思います。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 報告第7号についての御質問でございました。

本報告議案につきましては、高齢化の進展と医療費が年々増加する中で、国民皆保険制度を維持し、安心かつ信頼して利用することができる医療の確保と国民の健康づくりを推進するためには、保険税負担の公平性について見直す必要があることから、課税限度額を見直すことにより、被保険者間の負担の公平性の確保及び低所得者層の負担の軽減を図ること、また軽減判定所得の基準額について見直すことにより、低所得者の負担の軽減を図ることとし、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布されまして、本年4月1日から施行されたことに伴い、竹原市国民健康保険税条例の一部を改正し、同

日から施行する必要が生じたため、地方自治法第179条の規定によりまして、本年3月31日に専決処分を致したものでございます。どうぞよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 松本議員。

13番（松本 進君） できれば市長にお尋ねしたいんですけども、私が質問した分は総合的な質問ですから、大枠で各自治体に国保の運営は大変厳しいよと、だから去年、2015年度からですけれども、国は全国で1,700億円の財政支援を行ってるわけなんです。今年は2カ年目です。そして、さっき私はあえてあそこをわざわざ指摘したのは、低所得者の負担軽減なんかにも活用してください、国の試算では1人当たり約5,000円の負担を軽減する改善効果が、それだけの財政を支援しますよということなんです。それであって今の軽減措置が入ってますけれども、本当に市財源で補填しているかと、国から来た支援財源を負担軽減に使っているかと、金額が極端に違うんです。ですから、私は国からお金をもらってる、一体どこへ使ったんかということなんです、考えれば。少なくともあなた方は国の指針を守りたいということだから、最低限言われるわけだから、こういう時こそきちっと守るべきじゃないですか。これはせっかく全国知事会が、三団体が国に対して要請して、初めて去年から1,700億円の支援ができたんです。しかし、国にももらったからほかのところへ使っていたら意味がないじゃないですか。

ですから、市長に大枠だけ聞きます、総括ですから。国から財政支援、何のためか、国保財源が大変厳しいから、あるいは低所得者の負担を軽くしなさいよと、保険税を軽くしなさいよという最大の目的があって支援をしてきた、しかし、私はその支援の金額を聞いてもあなた方は答えようとしません。私の試算ではわずかです、軽減負担の、この中にある金額の分でも。ですから、一体国から来た大半のお金はどこに使ったのかと、そこだけでも教えてください。詳しくはまた聞きますから。

議長（北元 豊君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 今回の国保に係ります保険基盤安定制度、法改正によりまして、国の方から財政支援と致しまして1,700億円、これを各事業者へ配分といいますか、支援していくというものでございます。これにつきましては、現行の保険税率ですとか給付水準、こういったものを基本に致しまして、事業者ごとに算出しております。各事業者の財政運営状況に応じた中で、赤字といいますか、財政的にすごく重荷になってる部分の負担軽減を図り、持続可能な国保制度を構築するために財政支援を頂いている、そういった内容のものでございます。

制度と致しましてはそういうことでございまして、国保運営上必要とされている経費に充てさせて頂いてる、このように御理解頂きたいと思います。

議長（北元 豊君） 松本議員。

松本議員にお願いしておきます。

これは一括質疑でありますので、細部にわたるといことになりますと、一般質問等をお願いしたいと思います。

13番（松本 進君） わかりました。だから、細部は聞きません。

大枠に言うと、国から、さっき言ったこういった支援目的ははっきりしておって、しかし今の部長答弁は、竹原市の財政運営全般に使ってるわけなんです、今の言い方は。よそのところへ使ってるというたら大変なことなんですけど、国保の運営全般には使っている。しかし、私が言ってるのは、国が出した目的はちょっと違いますよと、低所得者のためにわざわざ数値まで上げて出してるわけです。だから、私は今お金がいくらとかということも、答弁はまた次の機会で聞きますけども、大枠で質問したいのは、国は、端的に言えば低所得者、そのための負担軽減に使ってほしいと、わざわざ1人当たり約5,000円の改善効果が期待できるよという、国が示している、それに応えるようなお金の使い方というのを私はしてないんじゃないんかということをお願いなんです。だから、その詳しい分は今からやるんだったら調べてから、今度は常任委員会があるわけですから、そこまできちっと報告して、竹原市はこれだけお金がおりた、しかし低所得者負担軽減のためにはこれだけしか使ってない、あと残りは今使ってるわけですから。私はそれは目的というんか、国の指導のお金の使い方と違うんじゃないんかという大枠について、市長はどう思われますか。

議長（北元 豊君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 1,700億円の財政の支援金の使われ方という御質問でございしますが、先ほどの答弁と重なって申しわけございませんが、今回のこの財政支援、これの目的といいますのは、先ほど言いましたように、各事業体の財政運営状況に応じ、それぞれいろんな理由で赤字という経営困難な状況を招いております。そうした部分の負担軽減、これを図って、持続可能な国保制度を構築するための財政支援、こういった内容のものでございまして、御理解のほどをよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 13番松本進議員の質疑を終結致します。

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略致したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより一括討論に入ります。

ただいまのところ、通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

採決は分離して行います。

まず、報告第6号竹原市税条例等の一部改正について、これより起立により採決致します。

本案は報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（北元 豊君） 起立全員であります。よって、本案は報告のとおり承認することに決しました。

竹原市国民健康保険税条例の一部改正について、これより起立により採決致します。

本案は報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（北元 豊君） 起立全員であります。よって、本案は報告のとおり承認することに決しました。

日程第6・日程第7

議長（北元 豊君） 日程第6、議案第32号竹原市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについてから日程第7、議案第33号竹原市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてまでの2件を一括議題と致します。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） ただいま議題となりました議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の27ページ，補足説明書の9ページをお開きください。

議案第32号竹原市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は，竹原市教育委員会委員のうち竹下昌憲委員が，平成28年6月20日をもって任期満了となりますので，新たに教育長として同氏を任命致したいと考え，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により，議会の同意を求めるものであります。

竹下氏は，昭和52年東広島市立西条小学校教諭の職につかれ，以来，竹原市教育委員会指導課長，竹原市立東野小学校教頭，竹原市立忠海西小学校校長，竹原市立竹原小学校校長，竹原市立西幼稚園園長などの各要職を歴任された後，平成24年6月から竹原市教育委員会委員に就任され，現在に至っております。

人格高潔にして教育文化及び学術に関し深い識見を有されており，また長年にわたる教育分野において培われた手腕と人格は教育委員会教育長として適任であると考えられます。

次に，議案書の29ページ，補足説明書の10ページをお開きください。

議案第33号竹原市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は，竹原市教育委員会委員のうち黒田雄次郎委員が，平成28年6月20日をもって任期満了となりますので，その後任委員として中秋英一氏を選任致したいと考え，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により，議会の同意を求めるものであります。

中秋氏は，昭和60年に株式会社サタケに入社され，同社に勤務しながらPTA活動へ精力的に参加され，竹原市立東野小学校PTA会長，竹原市PTA連合会会長，豊田竹原PTA連合会会長を務め，平成25年の市制施行55周年記念においては学校教育功労として表彰され，現在も竹原市立賀茂川中学校PTA会長として学校教育に積極的に関わっております。

人格高潔にして学校教育に関し深い識見を有されており、教育行政に保護者の意向を適切に反映させるために教育委員会委員として適任であると考えます。

どうぞよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。

それでは、質疑の通告がありますので、発言を許します。

13番松本進議員の質疑を許します。

松本議員。

13番（松本 進君） 教育長の人事案件でありまして、新しい地方教育行政法によって市長の任命権の重さといいますか、責任が大きくなるかと思うんです。

それで、この場では1点だけ質問したいのは、再任ということですからあえて伺うわけですけれども、竹原市の小中一貫教育、これはこの竹原市でも教育内容を変えるということにつながる大きな課題だというふうに私も感じています。

そこで、小中一貫教育の導入に伴って、教育長には大きな責任があるわけですが、保護者や教育関係者等々の関係での合意形成、これは小中一貫教育の内容についてです。そういった合意形成は最低限の条件だと、そういったことがあって初めて信頼関係もつくれる、安心して子どもたちを竹原市の学校教育に委ねることができるというふうに私は思うわけです。その点、この忠海地区での、市の教育委員会が2012年に調査した小中一貫教育導入に伴うアンケート調査と、その翌年でしたか、忠海西小学校のPTAの保護者の方が、その小中一貫教育に伴ったアンケート調査をとられました。そこでは逆転しているということは、この場でも何回も私は申し上げましたけれども、私はそれを見る時に、少なくとも保護者、関係者等がこういった小中一貫教育の内容についてきちっと説明が十分できていないと、小中一貫教育が子どもたちの学力を向上させる、現行制度よりはこっちの小中一貫教育が本当にすぐれて、これだけ教育効果があるんだということを教育委員会は自信を持って説明しなくちゃいけない。いろんな保護者から意見があったら、それに全面的に答えて対応すべきだと、当たり前なことだと思うんです。そういったことが、この内容を見る限りにおいては逆転している。逆に不信感があのアンケート調査結果から見たらあるわけです。

議長（北元 豊君） 松本議員、深く入り過ぎます。その辺は人事案件でもありますので、注意をしておきます。

13番（松本 進君） 何を注意するのか。人事案件で再任なんです、再任に伴って、この間小中一貫教育の導入というたら、私はもう大きな課題だと。それをまた再任するわけだから、課題を今私は言っているわけです。それを承知で市長がまた提案しとるわけだから。こういった、人事案件というても再任ですから、大きな課題については責任がある。私は今、私自身の課題を述べたわけですから、市長、あなたはそれを知ってあえて再任するんかということなんです。教えてください。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 本議案に関しましては、松本議員おっしゃられるように、合意形成が最低の条件というふうなことは御質問の中でございました。

教育行政を進める上で、関係者との信頼関係や合意形成を図っていくことは重要なことであると認識致しておるところでございます。どうぞよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 13番松本進議員の質疑を終結致します。

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略致したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより一括討論に入ります。

13番松本議員。

13番（松本 進君） 私は、この第32号議案に反対したいと思います。

1つの反対理由は、先ほど申し上げましたように、竹原市のこういう小中一貫教育に関わって保護者と教育関係者との信頼関係、これを本当に大切にする責任が、私は教育長にはあるというふうに思います。それと、先ほど質問の中で述べたような、実際の対応というのは大きな課題があるという指摘せざるを得ません。

それから、2つ目の理由としては、新しい地方教育行政によっても、ある重要な内容といますか、教育委員会の意思決定は合議制であります。ですから、教育長が独断で物事

を決定してはいけない。そのことと関連して、さきの竹原市内での右翼団体による街宣活動が行われました。これに対する教育委員会の要望書というのが出されましたけれども、この合意の、市民に大きな関心のあるような要望書の内容について、私は少なくとも教育委員全員が集まってきちっと議論をする、いろんな様々な意見を集約して竹原市に要望を上げていく、これが民主主義のルールだと思うんです。これは新しい法律によっても変化するところではないと、合議制ですから。教育長独断で決定してはいけない。私はそれから見て大きな課題があるという2つの理由で反対したいと思います。

議長（北元 豊君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

採決は分離して行います。

まず、議案第32号竹原市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて、これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第33号竹原市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（北元 豊君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第8～日程第14

議長（北元 豊君） 日程第8、議案第34号竹原市立学校設置条例の一部を改正する条例案から日程第14、議案第40号平成28年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題と致します。

提出者の説明を求めます。

教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） ただいま議題となりました議案のうち、私からは議案第34号について御説明を申し上げます。

議案書の31ページ、補足説明書の11ページをお開きください。

議案第34号竹原市立学校設置条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、吉名中学校区小中一貫教育校整備工事の間、吉名中学校の仮設校舎として吉名小学校の一部を利用することに伴い、吉名中学校の位置の変更を行うものであります。

整備工事及び開校に向けての引っ越し作業等は、現在の吉名中学校において平成28年9月から平成30年3月までを予定しており、この間、吉名中学校を吉名小学校に移転させ、吉名小学校の余裕教室等を仮設校舎として利用することで、生徒の安全や安定した学習環境の確保、工事の円滑な進捗を図るものであります。

吉名中学校区におきましては、これまで保護者、地域、学校、行政で構成される設立検討委員会及び設立準備委員会を設置し、新たな学校の設立に向けて準備を進めてきており、今後も設立準備委員会をはじめ、保護者、地域の皆様の声を聞きながら適切に事業を進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 公営企業部長。

公営企業部長（谷岡 亨君） ただいま議題となりました議案のうち、私からは議案第35号及び議案第38号につきまして御説明申し上げます。

議案書の33ページ、補足説明書の12ページをお開きください。

議案第35号竹原市水道事業給水条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案につきましては、水道事業の経営健全化を図り、今後も安定的に事業を運営することを目的に水道料金を改定するとともに、使用者の利便性及び県内の他市町の状況を勘案し、水道の申込手数料及び廃止手数料を廃止するものであります。

本市の水需要は、平成12年度以降、水道料金の徴収の対象となる有収水量が減少し続けており、今後も人口減少や節水型社会の進展による需要構造の変化などにより減少し続けていくことが想定され、それに伴い料金収入も減少していくことが見込まれております。

こうした中で、これまでも老朽化した水道施設の更新や維持管理の効率化など、水道水の安定供給と経費の縮減の両立に取り組んでまいりましたが、今後は高度経済成長期や大

規模拡張期に整備され、耐用年数が経過した水道施設の更新や災害に強い施設とするための耐震化など施設の機能強化を計画的に進めていく必要があることから、長期的な視点に立った収支予測に基づく安定的かつ効率的な事業運営を行うため、昨年度から竹原市水道事業経営審議会において審議を重ね、4月に頂いた答申を踏まえ、水道料金を改定することとしたものであります。

次に、議案書の45ページ、補足説明書の15ページをお開きください。

議案第38号竹原市水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案につきましては、組織改正に伴い必要な規定を整備するものであります。

内容につきましては、このたびの組織改正に伴い、「上下水道課」を「水道課」に名称変更するものであります。どうぞよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） ただいま議題となりました議案のうち、私からは議案第36号につきまして御説明を申し上げます。

議案書の37ページ、補足説明書の13ページをお開きください。

議案第36号竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案につきましては、家庭系一般廃棄物について、適切な分別と出し方を徹底するとともに減量及び資源化を進めることを目的に、ごみの排出段階においてこれらを意識できる仕組みづくりとして指定ごみ袋制度を導入するものであります。

改正の内容につきましては、家庭系一般廃棄物を一般廃棄物処理計画に定める分別の方法に従い、指定ごみ袋に収納し、所定の日時及び収集場所に排出しなければならないことを規定するとともに、当該指定ごみ袋の販売価格の上限を定めるものであります。

本市の一般廃棄物の排出量につきましては、減少傾向にあるものの一般廃棄物処理基本計画の減量目標値を達成できていない状況にあり、より一層の廃棄物の減量及び資源化に努めるため、廃棄物の減量や資源化の意識付けを行うとともに、ごみの分別とごみ出しのマナーの徹底、ごみステーションの乱雑化の防止、事業系廃棄物や市外からの廃棄物の混入防止、廃棄物収集作業の迅速化と安全の確保を目指して、家庭系一般廃棄物の指定ごみ袋制度を導入するものであります。どうぞよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 福祉部長。

福祉部長（今榮敏彦君）　ただいま議題となりました議案のうち、私からは議案第37号につきまして御説明を申し上げます。

議案書の41ページ、補足説明書の14ページをお開きください。

議案第37号竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所の職員及び設備に関する基準について必要な規定を整備するものであります。

改正の内容につきましては、保育士以外の者を保育士とみなすことができる規定を設けるなど、厚生労働省令で定めた基準と同様の基準を設けることとするものであります。どうぞよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君）　総務部長。

総務部長（谷岡 亨君）　ただいま議題となりました議案のうち、私からは議案第39号及び議案第40号につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、議案参考資料の44ページをお開きください。

議案第39号平成28年度竹原市一般会計補正予算（第1号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。総務費においては、普通財産等管理に要する経費として、旧広島法務局竹原支局庁舎を改修するための測量設計委託料500万円、ふるさと納税に要する経費としてふるさと納税返礼品の購入経費750万円、地域振興に要する経費としてJR忠海駅の切符販売業務委託について、平成28年3月31日をもって終了したことに伴い、当該委託料などの減312万4,000円、合わせて937万6,000円を追加計上しております。

民生費においては、介護予防拠点施設管理に要する経費として、平成28年4月1日からふれあいステーションただのうみの管理体制を変更したことに伴い、指定管理委託料170万6,000円を追加計上しております。

衛生費においては、地球温暖化対策に要する経費として、総合公園バンブー・ジョイ・ハイランド体育館への太陽光パネル及び蓄電池の設置やアリーナへのLED照明の整備に係る工事費など5,463万6,000円、塵芥収集に要する経費として、家庭ごみを収集するためのゴミ袋作製委託料など2,469万1,000円、合わせて7,932万

7,000円を追加計上しております。

商工費においては、商工業振興対策に要する経費として、本市と竹原商工会議所などが設立するまちづくり会社に対する出資金105万円、地方創生加速化交付金を活用して実施するインバウンドによるまちなか賑わい創出事業や観光促進事業に係る委託料や補助金など6,000万円、観光交流振興に要する経費として、観光情報コンテンツや観光パンフレットの作成委託料などの減,1,423万6,000円、合わせて4,681万4,000円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。歳出に係る特定財源として、国庫支出金6,000万円、県支出金3,468万5,000円、諸収入694万4,000円を追加計上するとともに、一般財源として財政調整基金繰入金3,559万4,000円を追加計上することにより、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ1億3,722万3,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ129億8,622万3,000円となるものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。

ふれあいステーションただのうみの管理体制を変更したことに伴い、当該変更に係る経費の追加分について、その管理期間及び管理料の限度額を定めるものであります。

次に、補正予算書の21ページ、議案参考資料の46ページをお開きください。

議案第40号平成28年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。総務費においては、一般事務に要する経費としてシステム整備委託料140万4,000円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。国庫支出金140万4,000円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ140万4,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ41億5,440万4,000円となるものであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 説明が終わりました。

ただいま議題となっております7件につきまして、これより一括質疑に入ります。

それでは、質疑の通告がありますので、発言を許します。

13番松本進議員の質疑を許します。

松本議員。

13番（松本 進君） それでは、何件か質問してみたいと思います。

まず第1点は、議案第34号についてです。

これは吉名中学校区の小中一貫校教育の整備に伴い、吉名中学校を吉名小学校へ併設するという内容であります。

そこで、第1点目には学校の施設整備基準、これは全てクリアしていますか。この基準は全て満たしているかどうか簡潔にお答え頂ければと。

それから2つ目は、子どもの安全、健康、快適で豊かな施設環境はどのように対応、整備される予定ですか。ここに至る保護者や教育関係者、子ども等に十分な説明の機会、理解を求める集い、これを行って関係者との合意は得ているというふうに理解してよいのでしょうか。この2点について質問してみたいと。

それから、議案第35号については、この議案は水道料金の値上げ等に伴う条例案であります。ここで総括的に伺いたいのは1点であります。

現水道事業給水条例第17条の水の用途の種類、6種類ですけれども、これを新たに3種類にする提案ですけれども、現行6種類から新たに3種類にしたのはなぜですかと、それに伴って市民生活の影響はどのように検討されてきたのかということだけをこの場でお聞きしたいと。

それから、議案第36号についてですけれども、これは家庭ごみの収集に有料の市指定袋制度を導入する条例案であります。

ここで伺いたいのは1点でありますけれども、ごみの減量化、資源化は、新制度の導入の大きな目的の一つであります。具体的なごみの収集の分別種等を提起されていない、これはなぜなのでしょうかとということをお聞きしたいんです。袋の指定袋は導入するけれども、具体的なごみ収集の分別種、これが全く提起されておりません。これはなぜですかということが一つと、新しい制度の導入によって目的や効果が十分上げられるのでしょうか。そこについて説明して頂ければと。

次の質問は、議案第39号でありました。すなわち、一般会計補正予算について4点ほどお尋ねしたいと。

まず1点目は、旧広島法務局竹原支局庁舎の改修に伴う測量設計委託料500万円がありますけれども、これは竹原商工会議所の移転に伴う諸課題が整理されて、移転に伴う主な合意は完了の上で今回の予算措置というふうに受けとめてよいのかどうか、このことに

ついてお答え頂ければと。

2点目の補正予算の質問は、JR忠海駅の切符販売業務委託の減額312万4,000円と、4月1日からふれあいステーションただのうみの管理体制変更に伴う指定管理委託料、増額170万6,000円があります。その債務負担行為は、この平成29年から31年までで555万1,000円となっておりますが、この主な内容についてだけを説明して頂ければ。

次は、商工振興対策で、竹原市と商工会議所などが設立するまちづくり会社の資金出資金105万円、この内容と、そしてこの設立に伴って市税の透明性確保や経営責任等はどういった扱いになるのかという柱だけの質問をしておきたいと。

それから次は、まちなか賑わい創出事業委託料3,400万円、同補助金が2,300万円などの事業内容があります。この内容と、もう一つは実績、成果をどういうチェック体制で行うのか。それと、この事業に伴う外国人観光客の人数増や竹原市の経済効果等の概要についてお尋ねしておきたいというふうに思います。

議長（北元 豊君） 順次答弁願います。

教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） まず、議案第34号学校設置条例の改正についてでございます。

本条例案は、吉名小中一貫校の施設整備に当たって、吉名中学校の仮設校舎として吉名小学校の空き教室等を利用することに伴って吉名中学校の位置の変更を行うものでございます。

中学校の移転に伴う小学校の施設改修につきましては、これは文部科学省が定めております小学校設置基準、中学校設置基準に沿って施設改修を行っていきたいというふうに思っています。それによって、児童生徒が快適な学校生活を送れるようにしていきたいというふうに思っております。

保護者の理解ということでございますけれども、こういった仮設校舎の計画も含めて、小中一貫校の施設整備については設立準備委員会等で十分に説明し、議論しながら一つ一つ了承を得ながら進めてきたものでございますので、理解を得て進めているといったような状況でございます。

以上です。

議長（北元 豊君） 公営企業部長。

公営企業部長（谷岡 亨君） 議案第35号につきましてお答えをしたいと思います。

本条例案を上程した背景と致しましては、本市の水道事業は、これまで安心・安全でおいしい水を、安定的かつ低廉な料金水準で供給してきたところでございますが、人口減少や節水型社会の進展等によりまして、平成12年度以降、使用水量と料金収入が減少し続けており、今後も本市の水需要は減少していくことが見込まれている状況でございます。

こうした中で、これまでも施設更新や維持管理の効率化に取り組んできたところでありますが、布設された水道管や施設設備等の多くが更新時期を迎えていることから、長寿命化対策、あるいは耐震化など、施設の機能強化を計画的に進めていく必要が生じております。

こうしたことから、昨年度から水道事業経営審議会を設置させて頂きまして、その中で審議を重ねてきたところであります。将来にわたって安心・安全な水の供給と、次世代に負担を先送りせず持続可能な事業運営を行うための長期的視点での収支計画を立て、効率的な事業運営に努めながら施設の整備、更新を計画的に行っていくためには料金改定はやむを得ないという答申が示される中で、今回の提案をさせて頂いたものでございます。

それで、御質問のありました用途別の料金制につきましてですが、公衆衛生の向上を図ることを目的として導入されているものであります。水道普及率が100%に近づく中で、当初の目的はほぼ達成しているものと考えられることや、事業所と住居の併用などの企業形態が多様する現状にありまして、用途を明確に区分することが困難な状況となっている、こういったこともございまして、一般用、あるいは湯屋営業用、工業用、臨時用を整理することが合理的という審議会の中での答申に基づきまして、今回用途につきましては3用途へ集約をさせて頂いたことでの提案ということになっているものでございます。どうぞよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 続きまして、議案第36号竹原市廃棄物処理条例の改正についての御質問でございます。

御質問の内容は、分別種の提起がなされていないのではないか、また目的、効果は上げられるかという御質問でございます。

本条例案につきましては、指定ごみ袋制度の導入に向けた袋の金額を定めるなど所要の改正を行うものでございますが、ごみ収集に係る分別種等につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づきまして、一般廃棄物処理計画の中に定

めております。この内容につきましては、毎年度広報あるいはホームページに掲載、こういったことによりまして、周知、市民の皆様への啓発を行っているところでございます。

また、制度の導入目的や効果につきましては、補足説明で申し上げましたとおり、まずは廃棄物の減量や資源化の意識付けを行う、これとともに分別とごみ出しマナーの徹底、ごみステーションの乱雑化の防止、市外からの廃棄物の混入防止、収集作業の迅速化と安全の確保、これらを目指しまして、事業効果につきましてはこの指定袋の導入、これらを実際に行っておられます多くの先進地で、ごみの減量の実績、こういったものが示されているところでございます。どうぞよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 議案第39号のうち、旧広島法務局竹原支局の測量設計委託料につきましてお答えを致します。

本補正予算案についてであります。現在たけはら合同ビルの年度内取得に向けて取組を進めている中で、合同ビルに入居しておられます竹原商工会議所の仮移転先としまして、旧広島法務局竹原支局庁舎の活用を視野に入れて現在交渉を行っているところでございます。こうした状況に加え、竹原商工会議所が旧法務局を仮移転場所として利用した後、新たに市役所の庁舎機能の一部が入居することを踏まえ、旧法務局竹原支局の現在の構造、あるいは間取りをより合理的に活用するための検討が必要というふうと考えているところでございまして、そのための設計業務を実施するというので、今回補正予算として計上させて頂いているところでございます。どうぞよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 企画振興部長。

企画振興部長（中川隆二君） 私の方からは、議案第39号一般会計補正予算の商工費関係を一括してお答えさせていただきます。

先ほどの出資金のことも少し絡みがございますので、総括的にお答えさせていただきますけれども、まず竹原市の地方創生総合戦略、この実現に向けまして、昨年度来、近年急増しております外国人観光客に対する本市における課題を踏まえた上での戦略策定、これはインバウンドアクションプラン、こういったものも策定をしておりますし、空き家実態調査等を今現在行っております。これらは国の地方創生先行型という交付金を活用し、取組を実施してきております。また、これらの取組とあわせまして、インバウンド推進検討委員会等を設置するなど、官民連携による取組も活発化しておりまして、今後も官民が連携した事業推進、また情報の共有化を一層行っていくことが重要と考えております。

こうした中で、今回地方創生の加速化交付金、2次分、こちらを活用しまして、昨年度来実施しております事業、こうしたことから地域課題等の解決を図っていくという中で、民間主導の新たなまちづくり組織、こうしたことの設立も視野に入れまして、にぎわい創出であるとかまちなか再生などの実証事業を通して、地域の活性化、民間事業者の自立につながる様々な施策を展開していくことにより、本市の総合戦略の実現を加速化させようとしている事業でございます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 福祉部長。

福祉部長（今榮敏彦君） ふれあいステーションただのうみの管理体制についての御質問でございますが、この間、忠海の駅舎業務に関わる業務、それからふれあいステーションただのうみの指定管理に関わる業務、2つの事業で施設の管理経費をそれぞれ配分し、計上しておりましたものを、駅舎業務の廃止に伴いまして、ふれあいステーションただのうみの管理経費に予算の組み替えを行うという内容でございますので、そのように御理解頂きたいと思っております。

議長（北元 豊君） 松本議員。

13番（松本 進君） 再質問になりますけれども、まず議案第34号では、この条例ができて、先の見通しも聞いたんですけども、その基準に基づいて対応するというのは当然のことなんですけれども、こういう忠西小学校等の例を踏まえて質問してるわけですから、そこは私が言った趣旨を踏まえて、例えば小学校、中学校の設備とか基準があるわけですから、この吉名中学校区の教育整備に伴って吉名小学校に今の中学校を併設するということですから、空き教室とかいろいろ書いてあるから、私は教室が十分確保できるのかなとか、いろんな音楽とか実験とかプールとか体育館とかあります、ですから、そういう基準を全て満たすように対応すると、こうやれば可能だということを知っているわけですから、ですからそこは満たされるのかどうかを簡潔に、満たされますとか、いや、無理ですよとか、しかし無理だけれども、保護者にはこういう機会があって十分理解を得て、2年数カ月我慢してくださいよというふうにちゃんと同意を得ているよというふうな内容なのかということなんです。ですから、そこをもう一回確認したい。だから、対応するのは当然なんですけれども、これで私はちょっと無理かなという心配があるから。小学校へ中学校を併設するわけですから、空き教室のところに持っていくというのは書いてあるから、それで大丈夫なんかなという心配をするわけです。しかし、小学校や中学校の設置基準が

やんとあるわけですから、全て基準は満たされますよと、イエスかノーかわかりやすいように、聞いて細かいものはまたにしますけれども、聞きたいわけです。

あともう一つは、それに伴って設立準備委員会という、今までの繰り返しの説明をあなたはされるから、私はあえて保護者や教育関係者や子どもたちに対して十分な説明を行ったか、理解を求める集いを行いましたか、そこで合意形成はとられているのかどうかを確認したんです。ですから、そのことについてもう一度簡潔にお答えできれば、質問してみたいと思います。

それから、次に移りますけれども、水道料金の、細かい分はまた別の機会にする予定なんです。水の用途6種類を3種類に今回変更するというので、先ほど用途の区分が困難だというのは詳しくまた委員会でやりますけれども、こういった用途を変えることによって市民の水道水、これにどういう影響を与えるかと、そこは検討はされていますか。平均29%、細かい分はまたの機会にせざるを得ないんですけれども、私はその6種類を3種類に、いろんな区分が困難だから3種類にしました、その説明は少なくともありました。しかし、その6種類を3種類にすることによって市民の水道水にどういった影響を与えるのか、そこを検討したのかどうかだけを聞いてみたい。

それから次は、ごみの議案第36号についてですけれども、私も今部長が説明あったようなごみの処理計画があるというのは知ってます。1人当たりの目標も達成してないということも知ってます。予定よりもごみの処理量も増えているのも知ってます。そういった前提でここは聞きました。指定袋だけを導入して、分別種をそのまま、いじるとかいじらんとか別にして変えないわけですから。だから、もう少しわかりやすいように、指定袋を導入して分別種は提起しなくても効果がありますよということの説明を端的にして頂ければと。細かい分は担当委員会です。

それから、補正予算、議案第39号について簡潔に再質問したいと思うんですが、第1点目にしました旧法務局の改修、測量設計の予算が出ていると。それで、私は通常議会の特別委員会に何の報告もないから特に心配するわけなんです。ですから、確かに準備とか段取りはする必要があるんでしょうけれども、しかし私はその細かい詰めは別として、大枠として今の商工会議所が、現在あるところがここに移転する、そこに伴う様々な課題、これを整理された上でやっているのかと、現在整理して提案しているのかという、その確認だけなんです。しかし、今部長答弁は、それを視野に入れてということでは私が聞いた質問とはちょっと違いますから、視野に入れるのは入れるんだけど、整理はされとら

んよということにも解釈できるから、もう少しわかりやすく移転に伴う様々な諸課題、主な諸課題はいいです。それをきちっと整理された上で今回提案されることになったというふうな受けとめていいのでしょうか。

それから、商工会議所の対策振興費の分で、まちづくり会社が出資金100万円余り出るようになってます。それで、竹原市と、公的な市と民間との関わりは、今では中央市場とかいろいろありますけれども、過去にもいろいろありました。ですから、そういった今回新たな出資金で会社を設立する、そうなるこの全体の分の何%になるんか、そこも説明がないわけですが。だから、普通はこれまでのそういう中央市場とか出資比率いくらか以上は市がいろいろ関わることもできるとか、そのかわりその経営責任も大きくなるわけですが、そういったことに関係を聞いてるわけです。ですから、百何万円出資することの竹原市との関わりは、どのように透明性を確保できるのかということの関わりを、柱だけでもいいですからお尋ねしておきたいなということと、その関連と申しますか、まちなか賑わい創出事業というのは委託料として大きな金額になります。補助金も大きな補助金になります。ですから、地方創生の枠内という説明があつたけれども、もう少しこういった補助金を使って、国の補助金を活用して現在の竹原市の入り込み客が増えるよとかそういった連携を強めるよという大きな柱の説明、そこだけでもわかればお願いしたいと。

議長（北元 豊君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 議案第34号の学校設置条例の件でございますけれども、この学校設置条例というのは細かくいろんな項目がございますけれども、各項目それぞれ確認を致しまして、設置基準を満たしているということで御理解を頂きたいと思っております。

保護者の理解ということでございますけれども、こういった仮設校舎の計画も、先週の準備委員会等で説明して承認を頂いております。これまでにつきましても検討委員会ですとか準備委員会をしながら、また保護者説明会、地域の説明会も行いながら、一つ一つ了解を頂きながら進めてきた事業ということで御理解を頂きたいと思っております。

議長（北元 豊君） 公営企業部長。

公営企業部長（谷岡 亨君） 用途の関係でございますけど、先ほど御答弁申し上げましたとおり、用途を明確に区分することが困難な状況というのは、事業所と住居が一緒になっているというような併用の場合とか、そういった形態が多様化する中で、なかなか困難

になってきている状況があるという中で、今回整理することが合理的であろうということで今回このような形にさせて頂いておるところでございます。

市民への影響ということでございますけれども、市民の生活に影響するということは当然認識は致しているところでございますが、その中で料金表の改定案についても検討はしているところでございます。将来にわたり安心・安全な水の供給と、次世代に負担を先送りせず持続可能な事業運営を行うためには、今回料金改定はやむを得ないものであるというふうには考えてるところでございます。よろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 指定袋の導入に当たっての分別種、これを検討すべきではないかという御質問だったと思います。

現在のところ、この分別種につきましては、現行の状況をそのまま継続していくというふうにご考えております。ごみの処理等に関しましては、現在の処理方法、これを前提としてそれぞれのごみを効率的な処理をしていく、こういったことでごみの減量化、こういったものを進めていきたいと考えております。

それと、袋の導入につきましては、先ほどの1回目で説明させて頂きましたとおり、どこまでも、まず排出段階におきまして分別意識、こういったものを市民の皆様と共有して頂く、これらが醸成されることによりまして、ごみの排出を抑制していくという効果が期待できます。また、導入することに伴いまして、先ほども申しましたが、分別とごみ出しマナーが徹底される、あるいはごみステーションの乱雑化防止に寄与するといえますか、また市外からの廃棄物の混入、こういったことの防止も期待できますし、収集作業の迅速化、安全性の確保、こういった効果が期待されまして、これらをトータルで効果と致しまして、最終的にはごみの減量、こういったことにつながる、こういうふうにご考えておりますのでよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 議案第39号の補正予算案のうちの旧法務局への測量設計委託料の件でございます。

これにつきましては、現在竹原商工会議所の仮移転先として、旧法務局竹原支局の庁舎を仮移転先としての前提として、今交渉を行っているところでございます。

こうした状況がございますので、仮移転場所として利用することと、その後新たに市役所の庁舎機能の一部が入居するということをご踏まえまして、今回旧法務局の構造、ある

いは間取りをより合理的に活用するための検討が必要ということで、こういった設計業務を実施するというにしているところでございます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 企画振興部長。

企画振興部長（中川隆二君） 私の方からは、商工費関係の補正予算でございますが、まずまちづくり会社につきましては、昨年8月から魅力あるまちづくりに向けまして産官学金の関係者で意見交換を重ねております。その中で、本市が抱える空き家、空き店舗活用、また観光振興など地域課題を解決する公益的な支援組織が必要ではないか、そういった機運が高まっていることから、これに対応するため提案をさせて頂いたものでございます。地域課題やニーズが多様化する現状におきまして、まちづくりを行政のみで行うには限界もございます。そうした中で、民間活力と民間のノウハウ、こういったものを十分に活用しまして、幅広い視点でスピード感のある対応を行っていくことが重要ではないかというふうに考えておりますので、まずは対外的に信頼性の高い市と民間の関係者が出資する法人組織の設立を目指して協議してまいりたいと考えております。

それから、地方創生絡みの加速化の交付金の2次分でございますけれども、地方創生の交付金につきましては、先駆的事业であるということが重要視をされます。その先駆性の判断の要素の中に、自立性、官民協働、それから地域連携、政策間連携、事業主体の形成、それから地方創生人材の確保、育成というのが主要な判断要素となっております。

今回御提案させて頂く補正予算につきましては、一部には市が事業内容を提示して実施するものではなくて、民間の主体性やノウハウを生かした企画として、竹原市の強みを生かした消費喚起の素材、例えば宿泊、飲食、お土産といったような消費喚起の仕組みや売り込み戦略、売り込みパッケージといったような商品づくり、こういったものを民間事業者から提案して頂いてはどうかということで、形上委託料では組んでおりますけれども、民間の企画提案を期待しているという事業の内容になっております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 松本議員。

13番（松本 進君） 3回目の質問ですから、2点だけ確認になろうかと思うんですが、旧法務局の測量設計ですけれども、どうもわかりにくいのは、まだ竹原商工会議所の移転がこの主な内容で合意できていないというふうに私は受けとめざるを得ないんです。ですから、こういった公金の使い方として、そこが極めて曖昧だなという危惧せざるを得

ません。是非、この間またいろいろ質疑をする場もあろうかと思しますので、その点だけは、これきちっと公金の支出のあり方が適正に執行できるようなチェック体制をしっかりと頂きたいという、これは要望となろうかと思うんですが。

それとあとは、2点目というのは、私はまちづくり会社、ここへの出資金、金額の大小と言っているのではなくて、官民の活力とスピード感ということの説明がありましたけれども、私がここで聞いたのは公金ですから、公金は100万円であろうと200万円であろうと、あと補助金の方は相当大きな金額ですけれども、そういった会社に対する出資金の場合でも、きちっと税金の透明性、使途の透明性、ここに監視なりチェックが要るのではないかなという思いから質問しました。

端的に聞きたいのは、出資するけれども、公金を使うけれども、市として監視といいますか、その透明性を確保ということが私は心配するんですけど、そこだけをお尋ねしておきたいと。

議長（北元 豊君） 第1問目の回答はどうか、いいです。

じゃあ、今のだけ。

企画振興部長。

企画振興部長（中川隆二君） 今回補正予算に計上しております出資金の考え方でございますけれども、これにつきましては、例えば株式会社という法人を設立する際には、最低で配当が可能となる出資金が300万円という条件がございます。その中で、我々としては先ほど議員が申されましたような中で、最低限、いわゆる経営権には関与しないけれども、支配権と申しまして、株主総会での否決権であるとかそういった部分を考慮すると、例えば出資金の額が300万円になった場合の34%を見込んで105万円ということ考えて補正予算を計上しているということでございます。

議長（北元 豊君） 以上で13番松本進議員の質疑を終結致します。

午後1時まで暫時休憩と致します。

午前11時55分 休憩

午後 0時55分 再開

議長（北元 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き、一括質疑を行います。

10番宮原議員の質疑を許します。

宮原議員。

10番（宮原忠行君） まず最初に、発言通告書の中で議案番号を間違えておりますので、議案第35号ということで御訂正をお願いを致したいと思います。

議案第35号の竹原市水道給水条例の一部を改正する条例案につきましては、今後の担当常任委員会の審議並びに本会議における採決に資することを願って、6点にわたって総括質疑をさせて頂きたいと思っておりますので、明瞭かつ簡潔な答弁をお願いをしておきたいと思っております。

まず最初に、竹原市水道事業給水条例第17条に規定する用途区分を、一般用、湯屋営業用、工業用、臨時用、船舶用、防火用水の6区分から、一般用、船舶用水、防火用水の3区分に改正する理由について、経営審議会事務局として経営審議委員にどのように説明し、委員はどのような審議を展開をされたのか、御説明を頂きたいと思っております。

2点目としまして、平成27年度決算に基づく用途別水量により、工業用の給水収量の給水収益を改正後の一般用従量料金で算定した場合、改正前に比較して工業用ほどの程度の値上げになるのか、あるいは値下げになるのか、その額とパーセンテージを示して頂きたい。わかりやすく言えば、工業用を一般用に整理統合した結果、市内の主要企業にとってはどの程度のメリット、デメリットがあるのかということでございます。

3点目と致しまして、今回の水道料金改正につきましては、議会においても20年間見直しが行われてこなかったことについて、執行部の怠慢ではなかったのかという厳しい声がありますが、審議会においても同じ意見だったのか、それとも見直しが行われてこなかったのは議会がネック、あるいは議会に遠慮してその見直しが行われなかったのかという意見だったのか、またそうした審議会の委員の意見に対して、事務当局はどのように説明をされてこられたのか明らかにして頂きたいと思っております。

また、県用水受水について、水が余ることが見込まれているのであれば、県用水の受水を見直すことであるとか、竹原の水道というのはよそに比べてすごく水がいいというのは聞いています。でも、県用水を引っ張ってくる、何でこんなにおいしい水があるのに引っ張ってくるのだろうというのが一般市民の自然な意見だろうと、県用水の受水に対して疑問が提起され、見直しが求められています。この点については、議会においてもそうした口調が繰り返されています。事務当局として、委員の質問提言に対してどのように説明されたのか、明らかにして頂きたいと思っております。

さらに、今回の大幅な料金改定については、生命、生活、経済社会活動の源として必要不可欠であり、改定についてはやむを得ないとしても市民的理解が得られない、唐突な値

上げは理解が得られないとの懸念が審議会においても証明されています。おそらく市民的感觉、常識を持ってすれば、公正かつ妥当な懸念であり、議員各位におかれましても同様な結論に達せられるものと考えるところであります。審議会委員各位のそうした意見表明からは、今議会における改正条例案の可決成立と10月1日から施行するという緊急性なり緊迫感が感じられないところでもあります。むしろその前提として、大きな改革はしっかりした経営理念なり経営ビジョンの裏づけが必要であり、市長から厚く市民に語りかけることが必要と指摘し、拙速を避けるべきとの結論に達しているとも読み取れるところでもあります。この点について、市長を含めた執行部において、どのような意見が戦われ、どのような結論に達して今回の条例改正案提案に至ったのか、その政策決定プロセスを明らかにして頂きたいと思います。

4点目と致しまして、竹原市における水道事業の自然的、歴史的変遷については竹原市固有のものがあり、今回の条例改正案、特に工業用水を廃止し、一般用水への整理統合案を審議する上で必要不可欠なものであります。公営企業部長としての基本的理解、認識を明らかにして頂きたいと思います。

5点目と致しまして、人口減少と竹原市経済の縮小、均衡化という負のスパイラルが加速度的に進行する過程における公営企業職員の現行給与制度のあり方の持続可能性に係る公営企業部長の基本的認識を問わせて頂きたいと思います。

6点目と致しまして、水道法は昭和32年6月15日法律第177号として成立施行されたものであります。昭和21年11月3日公布、22年5月3日、地方自治法とともに施行された憲法第25条の国民の生存権、なかんずく、第2項の全ての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないことと規定していますが、さらに第1項で、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有することと規定しています。水道料金が公営企業法第21条に規定する公正妥当性、能率的な経営のもとにおける適正原価、健全運営の三原則に基づいて徹底することとされていますが、憲法第25条並びに水道法第1条の公衆衛生の向上と生活環境の向上は皆水道をほぼ実現した今日の水準に照らし合わせて考えた時、社会的存在としての個々の市民の生命維持装置としての生活環境の維持と、個々の市民が生活する地域社会総体としての公衆衛生の維持という政策的判断が上書きされなければなりません。こうした政策的観点からする水道料金設定と、社会的弱者に対する水道料金減免の制度的保障を具体化する必要があります。この点について、公営企業部長の考えをお聞きしたいと思います。

次に、議案第39号平成28年度竹原市一般会計補正予算のうち、総務費、総務管理費、財産管理費、普通財産等管理に要する経費の測量設計委託料500万円については、庁舎移転を前提とした商工会議所移転のための補正予算ですが、庁舎問題調査特別委員会以来、一貫して確認してきた合同庁舎における県による民間業者への行政財産使用許可に係る紛争問題は既に解決しているのか。解決していないとすれば、解決に向けた県行政の対応は、広島県行政財産使用規則に定める手続においてどこまでされているのか、具体的に説明をして頂きたいと思います。

以上でもって第1回目の総括質疑を終わらせて頂きます。

議長（北元 豊君） 順次答弁願います。

公営企業部長。

公営企業部長（谷岡 亨君） まず、議案第35号についての御質問でございます。

本市の水道事業は、これまで安心・安全でおいしい水を、安定的かつ低廉な料金水準で供給してきたところでありますが、人口減少や節水型社会の進展などにより、平成12年度以降、使用水量と料金収入が減少し続けており、今後においても本市の水需要が減少していくことが見込まれることから、現行料金制度での事業継続では営業利益の減少傾向というのは避けられない状況にありまして、料金体系の見直しというのが喫緊な課題であるという状況になっているものでございます。

これまでの事業運営におきましては、短期的な視点での黒字を確保することに主眼を置き、長期的な視点に立った投資的経費の予測を十分に行っていない中で、施設更新や維持管理の効率化に取り組んで事業運営してきたところでございますが、これまでに布設された水道管や施設、設備等の多くが更新時期を迎えていることから、長寿命化対策や耐震化など施設の機能強化を計画的に進めていく必要が生じております。このため、昨年度から水道事業運営のあり方について、水道事業経営審議会において審議を重ねて頂き、将来にわたり安心・安全な水の供給と、次世代に負担を先送りせず持続可能な事業運営を行うため、長期的視点で収支計画を立て、効率的な事業運営に努めながら施設の整備、更新を計画的に行っていくためには料金改定もやむを得ないとの答申が出されたものであり、これを踏まえまして料金を改定することと致したものでございます。

料金改定に当たりましては、長期的な収支計画のもとに料金算定期間というのを設定しまして、水需要が減少する中であっても、安定的な事業運営ができることや使用水量に応じた負担の公平性の観点を踏まえた料金制度としたものでございます。

また、用途別料金制度の見直しにつきましては、公衆衛生の向上を図ることを目的として導入されているものでありますが、水道普及率が100%に近づく中で、当初の目的はほぼ達成されているものと考えことや、事業所と住居の併用などの企業形態が多様化する現状にありまして、用途を明確に区分することが困難な状況となっていることから、一般用、湯屋営業用、工業用、臨時用を整理することが合理的であるとの答申に基づき、3用途へ集約を致したものでございます。

それから、議案第39号についてでございますが、現在たけはら合同ビルの年度内取得に向けて取組を進めている中で、合同ビルに入居して頂いている竹原商工会議所の仮移転先として、旧法務局竹原支局庁舎の活用を視野に入れて交渉を行っているところでございます。こうした状況に加え、竹原商工会議所が旧法務局を仮移転場所として利用した後、新たに市役所の庁舎機能の一部が入居することを踏まえすと、旧法務局竹原支局の現在の構造や間取りをより合理的に活用するための検討が必要な状況でございます。そのために、このたびの設計業務を実施することとしたものでございます。

質問にございました、中に入っておられる業者のことにつきましては、これは広島県の方で今対応されてるというふうに向っているところでございます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 宮原議員。

10番（宮原忠行君） 午前中の総括質疑においても水道に関わっての総括質疑がありましたけれども、私はこの議会での質疑を通して、市民の皆さんに本当に今竹原市の水道が置かれておる窮状と、そして今後将来とてつもなく増大するそのコストに対してどこまで耐えて頂けるのか、経営審議会の委員においても指摘をされておりますけれども、全国でも1番といてもいい29%の水道料金を値上げするについて、どうやってこの議会の審議を通して市民の皆さんに納得をして頂こうか、これは一宮原忠行という市会議員が説明しているのではないんです。私の後ろに控えておられる一人一人の市民の皆さんが納得がいく、そりゃあ命の水よと、その命の水を得るために負担しなければならないものは負担しなければならないだろう、その覚悟は当然しなきゃならんだろう。しかし、工業用水が一般用水に組み込まれていく、それについても答弁は得られませんでした。一般用水、平成27年度の決算に基づいて使用水量、これに工業用水に限定して計算をしたところ、電発さんとか三井さんとかアヲハタさんとか、そうした付加価値を生み、負担能力のある企業に今まで担っていて頂いた工業用水については20.8%なんです。命の水に関わる一

般用水，生活用水といってもいいでしょう。これを29%値上げする中に，工業用水8.2%の減額分を，一人一人の収入のある人もおれば，まあまあそこその人もおるでしょう。いやいや，そのぐらいの水が3割や4割上がっても痛うもかゆうもないわという市民もおられるでしょう。私も昭和55年に市役所に入りまして，その時ちょうど電発3号機，そして中電の龍島火電，これを誘致するに際しての県用水の受け入れというのが決まって，まさにその渦中で1年10カ月ほど仕事をさせて頂きました。1年10カ月の経験の中で，例えば併用住宅というか，住居と工場の用途に関わって，私は問題があったとか収集困難な状況に陥ったということを経験もしていませんし，役所生活においても，また議員生活においても私はそのことを聞いていません。工業用水を一般用水へ整理合理化するための一定の結論に基づく，私は審議会へのミスリードと，このように私は考えておるわけであります。

さらに，全員協議会においても，安倍総理も現下の経済状況において消費税を予定どおり値上げすることが困難ということの中で増税の再度の見直しを求めたことを受けて，午前中質問をされた議員におかれて，今日の竹原市の状況下において水道料金を上げることの市民生活への影響について市長はどう考えるのかと，こういうふうな質問もありましたけれども，明確に答弁がなされておられません。私は，議運においてもいろいろ議論がありましたけれども，我々は，どちらかといえばこれから少子高齢化，地域経済が縮小していく，言えば歴史的に避けることのできない現状において，市民の皆さんに喜んで頂けることよりかは負担を求めることの方が多くなる，本当につらい政治の宿命というものをお互いが担わざるを得んことも主張してきました。しかし，それにしても私は経営審議会の審議内容に一貫して言えることは，私は冒頭，この質問に入る前に市長にも申し上げましたけれども，今の市長の責任を問うつもりはないんです。しかし，間違いなくこれまでも耐震化の問題も含めて，議会の中においてもどうなつとるかというような質問もなされてきたけれども，その都度理事者側の答弁は適切にやっておると，こういうふうなことだったわけです。私も正確なことは覚えておりませんが，市内の非鉄金属企業，かつて春闘，華やかかなりしころ，この会社におかれては，当時の社長は竹原の工場長を経験された社長さんでありましたけれども，日本経済の構造的な転換の中で，もうベースアップはできないよということの中で企業の存続を図ってこられたわけです。そうすると，不可逆的に増えるであろうこれからの水道料金のコスト増に対して，いかなる経営の構造改革，当然そこには職員の給与もあるでしょう。そういうことを含めて，審議会の答申の附属資料

ですけれども、最後に、大きな改革はしっかりした経営理念なり経営ビジョンの裏づけが必要です。市長から熱く市民に語りかけることが必要ですと、こういう前提の上に立って、まさに市民の負担に思いをはせながら、経営審議会としても事務局が提示したものをやむなく受け入れざるを得なかったんじゃないんでしょうか。ですから、経営審議会はこの答申、あるいは経営審議会の審議を全面公開しなさいやと、こういうことも言いながら、事務局が提案した28年度から向こう5カ年間の水道料金の改定案を示したものと、こう考えるわけです。そして同時に、私も65歳になりまして前期高齢者です。家内ともよく話をしますけれども、共済年金であるとか、あるいは年金機構から通知が来るたびに、もう見たくないねと、来るたびに減つとるんです。いや、市長もそうだろうと思います。ある教職関係者の方に言わせると、年に二、三十万円減っている言うんです。そのようになった時に、果たしてこれからの水道料金、もっと言えば命とか地域経済の血液とも言うべきこの水の供給コストをどのような考え方で維持していけばいいのか。全国的に見ても、確かに公営企業法に基づいて独立採算制を貫いているところもありますけれども、それだけでは公営企業法がいう独立採算制の原則だけでは、とてもじゃないが命の水であるとか地域経済の血液としての水道事業を継続することが困難であるとして、一般会計からの補填もしておるところも多々見られます。私が市役所に奉職した当時、市長の御尊父も議員としておられました。竹原市、もともと池田勇人元総理、去年没後50年ということでありましたけれども、大蔵大臣からずっと総理大臣に登り詰めていく中で、竹原市が近代化し、工業化をして芸南地域の中核都市として発展するとするならば、どうしても水の問題を解決しなければならない、こういうことを提起されております。当時の芸南新聞等を見ますと、何度も何度もそのことを主張されておられました。そして、その当時、竹原市においても工業用水をどうするかということが大きな争点だったわけです。市長の御尊父は、審議会委員の意見にもあったように、竹原のおいしい水、命の水、生活の水としてのそのクオリティの高い水質を守りながら、竹原市が近代的工業都市として発展するためには沼田川水系の安い工業用水を導入すべきではなかろうかということを一貫して主張してこられました。ですから、福山市においても呉市においても、いち早く近代的工業都市に脱皮した年においては工業用水も整備をされておりますから、生活用水とか一般用水という問題はなかったんです。同時に、電発3号機、中国電力龍島火電を想定しての県用水の受け入れでありましたから、当然もともと受け入れた時からの問題があったんです。中電の龍島火電の必要な量というのが要らなかったわけです。そうした歴史的経緯

も踏まえて、今日段階、今ここで市長に審議会が結論として求めたように熱くその理想を語れとは言わないけれども、事務当局として市長がそうした熱く語る、市民の命の水を守る、竹原市の地域経済の血液としての工業用水を守るんだと、そのために市民の皆さん、どうか今回の改定案、苦しいだろうけれども何とか受け入れてもらえませんかという局面をつくるための公営企業部長としての責任があると思うわけであります。この点について、公営企業部長の答弁を求めたいと思います。

議長（北元 豊君） 公営企業部長。

公営企業部長（谷岡 亨君） 料金改定に当たりましては、今議員さんおっしゃられたような経緯というものもあるということでございますので。ただ、現在の経営の状況というのは先ほど御答弁申し上げたとおり、非常に厳しい状況になっており、料金改定というのは喫緊な課題というふうになっております。そうした中で、今回これまでのような短期的な収支だけを見るのではなくて、長期的な収支予測のもとに一定の料金算定期間、議員の方からもお話ございました5年間という料金算定期間というのを設定しまして、その間の事業計画なり収支見通しなりを見る中で、必要な水道料金収入が幾らになるかというのを算定をするということでございます。もちろんその前提となりますのは、事業の効率的な経営という観点から当然効率化を図っていくというのは当然のことございまして、そういったものをもろもろする中で事業運営をしていくと、なおかつその部分でカバーできない部分については、やむなく料金の改定ということをお願いすることになるかというふうなことで考えております。

それで、市民への周知といいますか、市民の皆様の御理解を頂くということにつきましては、我々としても一番その点をしっかりやっていきたいというふうに考えております。この点につきましては、いろんな場面、あるいは媒体等を使いまして、市民の皆様に御理解を頂けるように取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 宮原議員。

10番（宮原忠行君） おそらくこの議場におられる議員各位におかれても、あるいはタネットを傍聴しておられる、さらには経営審議会委員として、ある意味苦渋の決断の中から答申をされた審議会委員の皆さんにおかれても、本当に一人一人の市民、とりわけ憲法25条、地方自治法も引き合いに出しましたけれども、国民の福利厚生を実現するそうした憲法構造のもとでの水道法であり公営企業法であります。その中において、例えば一般

財源の補填も考えられるんじゃないかと、全国多々そうした例もあります。竹原市における乙井谷工業団地への工業用水の送水についても、一般会計から補填をしておるんじゃないでしょうか。誤解を恐れずに申し上げるならば、下水道については毎年3億円近いお金が繰り入れられているわけであります。私はそれがいけないと言っているのじゃないんですよ。そうした竹原市の実態に鑑みるならば、例えば今までの工業用水として、小さな零細企業が工業用水の単価でやっていかれんというならば、政策的に減額し、あるいは免除する制度も検討されていいんじゃないんでしょうか。東京都などはそうです。一定の所得水準以下の個人に対するそうした減免制度もありますけれども、特定の歴史的な背景、あるいは歴史的な産業である東京都における産業用水としての工業用水については、議会が議決をして減免条例をつくっております。そうした様々な例が全国にあるわけです。ですから、そこを市長の判断を誤らせないように、市民にまさに血を出す負担を求めるわけでありますから、その政策的判断の過ちのなきように、事務局はしっかりと全国のそうした事例を見ながら、政策提言、あるいは政策的決断を迫っていくというのも、私は今日段階人口が減り、地域経済が縮小し、税収が減っていくという中で、かつてのように右肩上がりの時代のようにばらまきによる行政サービス、これの乱発による政治的安定というものが図れないという、まさに今日の困難な時代であるからこそ、私はそうした副市長以下の職員の英知なり、あるいは広く、自分の考えが果たして正しいんだろうかというような、そうした自己検証をしていく努力が、私は余りにも欠けておると思うわけであります。そうした意味について、これから担当委員会においていろいろと審議がなされるでしょう。担当委員長、大変な重責を担われますけれども、是非とも今私が提起させて頂いた何点かにわたっての視点、論点を踏まえながら、市民の皆さんが20年ぶりの値上げは決して議会が妨害したんではない、むしろ先輩議員の、今までも言うてきたろうがと、何年間かに必ず見直しすべきじゃったんよと、こういう声にもしっかりと耳を傾けながら議論もして頂きたいし、担当委員会において担当部長以下、委員が求めておられるような気迫を込めて、そしてもしその中で修正すべき点があるならば、修正も含めて柔軟な対応をお願いをしておきたいと思えます。

そして、補正予算の500万円であります。

何十年来、県の仕事よ県の仕事よというていまだに結論を得ないまま、ある意味喉に刺さった骨とも言うべき行政財産使用許可に係る問題を整理せずに、所有権取得へ向けた事前の予算の提案に対しては、私はこれまでも少々自らが納得できないことでもしょうがな

いんかなと、職員も頑張つとるしというような形で大幅に譲歩もしてきました。そして今、竹原市をめぐる政治状況についても、この議場においていろいろと問題提起をさせてきて頂いたわけであります。そうした意味におきまして、予算の所管委員会であります担当委員会におきまして、この2点、副市長もおそらく出席をされるんだろうと思います。議会への対応も含めて、最後になりますので御答弁を頂いて、私の総括質疑を終わらせて頂きます。

議長（北元 豊君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 水道事業の個々の部分につきましては、私が公営企業の担当ということではないので一般論として申し上げさせていただきますが、市の行政の部分全般につきましては、説明責任を果たしていかなければいけないということは重要だというふうに考えております。その中で、今回大きな決断ということで水道料金の改定という形の部分を上程させて頂いております。中身につきましては、委員会の中におきまして、背景でありますとかこれまでの経緯も含めて、今回の改定に至った内容を十分に説明させて頂いて御審議頂ければというふうに考えております。

それからあともう一点、合同ビルの関係の件につきましても、今県の方と調整をさせて頂きながら、本市と致しましては合同ビルの取得に向けて調整をさせて頂いているところでございますので、この辺につきましても、随時情報提供させて頂きながら御決断頂ければというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 以上で10番宮原忠行議員の質疑を終結致します。

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

ただいま議題となっております議案第34号竹原市立学校設置条例の一部を改正する条例案から議案第40号平成28年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）までの7件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託致します。

以上で本日の日程は終了致しました。

会期予定のとおり、6月15日、16日は各常任委員会の審査をお願いし、6月17日

は本会議を開き一般質問を行います。

本日はこれにて散会致します。

御苦労さまでした。

午後1時39分 散会